

# 12世紀日本の気候変動と人心

12th Century Japan's Climate Change and People's Mind

小林 健彦

Takehiko KOBAYASHI

## 要旨：

日本の12世紀はあらゆる意味に於いて騒然とした、転換点とも言うべき時期であった。それは政治・軍事史的にも経済史的に於いても言い得ることであったが、気候的には平安海進期（ロットネスト海進期）が漸く終わりを迎えようとしていた「暑熱の時期」にも当たったのである。

歌人藤原定家（ふじわらのさだいえ・ふじわらのていか）が自身の私日記である「明月記（めいげつき）」〔建久7年（1196）6月25日条〕<sup>(1)</sup>に於いて示した「天」に関わる対空間認識である「天變頻示、凶事間聞」とする記述は、地上側に於ける騒然として乱れた状況が、「天」をして、「暑氣殊甚」とした異常気象を発現させ、人々へ対して啓示・警告を行なっているとされた思想である。それは必ずしも気候変動に関わる事象のみを対象とした訳ではなかったものの、その前後に於いて記されていた「暑氣殊甚」とした実際上の高温、多湿の状況と生活上の苦悩とがその大きな背景としてあったことが推定される。つまり、その基底には平安海進に依る気温の上昇が、特に、夏季に於いて顕著に出現していたことが考慮されるのである。

本稿は、12世紀に筆録をされていた「明月記（照光記）」（筆録期間1180～1235年）を中心としながら、他にも「永昌記」（記主藤原為隆、同1105～1129年）、「山槐記」（記主不明、同1151～1194年）等、西暦1100年代をほぼカバーすることのできる日記・古記録類に記されていた、気象現象に関わる記事を中心としながら、当時の日本在住者に依る対気象観を検証したものである。平安海進期（ロットネスト海進期）が漸く終わりを迎えようとしていた「暑熱の時期」であるとした視点、課題意識、所与の条件より、12世紀日本に於ける気候変動や対気象観のテーマに対して、人文学的観点—文化論的観点より追究を行なった。尚、特に注記しない限り、本稿中で用いた引用史料は全て「明月記」中のものである。

## はじめに：

日本古代に於ける私日記タイプの記録には、気象に関わる記述が数多く登場する。先ず、その日の記事の冒頭部では、その日の天気（の推移）が記されることが多かった理由として、そこに天気以上の何らかの意味や意義を感じ取っていたことが考えられる。これは、現代人が自身の日記やブログと言った時系列的な記録類に、その日の天気を書き込む行為の理由とは根源的に異なる対気象意識である。即ち、天気、気象現象とは、「天（帝）」が地上に住む人々に対して示す、何らかの意向であると認識をされていたのであった。「天気」の

語が、気象の状態を表わす意味の他に、天皇の意向の語義として解釈されていた背景には、地上側に於ける最高の支配者である天皇の気持ちや、天帝の意向を地上世界に於いて代弁しているとした考え方のあったことを示している。それ故、丹念に記録を取っていたのである。日記史料中に登場する「天顔（てんがん）」という日本語表現法には、気象現象を人の顔（天子の顔）の表情に見做す・見立てるといふ、一種の人格化表現事象を見取ることが出来る。

当時の日本では、「天文の異変」>「気象現象」という思想があった。地上で発生する種々の気象現象とは、天の異変が具体的な形として示された

もの(言わば、人々に対する天帝よりの意思表示、懲罰)であるとした考え方である。本稿では、こうした視点をも踏まえて行く。以下では、地上側に於ける種々の気象現象が12世紀日本の人々の生活文化、思想へ如何なる影響を与えていたのかに関して追究を行なうこととする。具体的には、風、雨、雪、雹といった現象を捉えながら、当該課題の追究に当たることとする。

## 1：大風

「明月記」の治承4年(1180)2月14日条には、「天晴、明月無片雲、庭梅盛開、芬芳四散、家中無人、一身俳徊、夜深歸寝所、燈髣髴(ホウフツ)、猶無付寝之心、更出南方見梅花之間、忽聞炎上之由、乾方(北西方向)云々、太近(火元が父俊成邸と近い)、須臾(僅かな時間)之□[間]風忽起、火付北少将(藤原実教)家、即乗車出、炎上事、依無其所(俊成は焼け出されてしまって、住む場所が無くなってしまったので)、渡北小路成実(藤原)朝臣宅給、倉町等片時化煙、風太利(ハヤシ)云々、文書等多焼了、刑部卿(藤原頼輔)着直衣被來臨、入道殿(藤原俊成・釈阿)令謁給、狭小板屋、毎事難堪」との件がある。これは藤原定家の父親である俊成の邸宅が延焼に依り焼失してしまったというものであるが、春先の夜間ことでもあり、殆んど無風な状態ではあったものの、空気はかなり乾燥した状態であったのであろうか。僅かな時間の内に旋風が発生し、それが原因で藤原実教の家より出火した火災は、瞬く間の内に周囲へと燃え広がって行ったのであろう。「倉町等片時化煙、風太利」とあることから、出火後、火災旋風が発生して被害を拡大させていたことが想定されるのである。他の物ではなく、折角努力をして筆写して来た古典類(「文書等」)が燃えてしまったとしていることには、歌人定家・俊成ならではの無常観・厭世観の表出が感じられる。相手が自然では仕方が無い、諦めるしかない、という感覚である。

京都市市街地は半盆地地形であることもあって、通常、体感的にも風が強いということは無い。当時としても、こうした「廻風・回風」発生に伴う被害とは、人家が密集していた都市部ならではの避け難い状況であったと言うこともできるのか

もしれない。強風に依る飛び火現象と延焼は、平成28年(2016)12月22日に発生した、新潟県糸魚川市に於ける大規模火災事例からも窺える様に、現在でも尚、その脅威や防止の困難さと言った状況は変わってはいないのである。12世紀当時に於ける裸木造建築物に就いても、現在以上に外壁面、開口部、屋根面の飛び火に対する脆弱さが指摘されるのである。(2)

又、12世紀当時も西国、大坂湾と平安京とを結んでいた流通経済、交通の大動脈であった淀川筋では、地形的に突風が吹き、被害が発生することもあった。淀川は北東方向(平安京)→南西方向(大阪湾)への走向であり、途中に遮(さえぎ)るものも無く、更に、上流部では川を挟んで南側に在る生駒山地と、北側に広がるポンポン山の山地とに依って平野部分が狭められる為、南岸低気圧が接近した時には河口側から吹き上る強風が吹き、通過後には川上側より吹き下る強風が吹くことになる。「山槐記」の治承4年10月29日(グレゴリオ暦・太陽暦の11月18日)条では「朝間晴、午剋(正午前後)天陰(かげる、くもる)、雷鳴風烈雹降、其勢如大角豆(ささげ。マメ科の一年草)、積地不消、頃之(けいし。暫くしてから)休止、後聞、淀河船等漂轉、多溺死者云々」(3)としており、初冬における突然の嵐の様子を描写する。それに依れば、朝方晴れていた天気は午後に入ると急変し、曇ったかと思えば雷鳴が轟(とどろ)き、急に強風が吹きだして降雹もあったのである。この時は前線を伴ない、上空に寒気も伴った低気圧が日本の南岸付近を発達しながら通過して行ったものかもしれないが、それに依り積乱雲(Cb)も発達して発雷し(低気圧雷)、この様な局所的な嵐を発生させていた可能性がある。元々河川付近は風の通り道となっていたこともあり、被害を拡大させていた可能性がある。船を横転させ、船から放り出されたものと見られる多数の溺死者を出すだけの風浪が発生していたことより、竜巻やダウンバーストと言った局地的な突風が吹いたものと見られ、「ビューフォート風力階級表」に依る風力階級7(強風)以上の強い風が吹いたことも推測される。それが帆船であれば、ひとたまりも無かったのであろう。当時の水上交通路には、絶えずこの様な強風に依る危険性が潜んでいたのである。

この淀川に於ける自然現象は、直前に発生していた源平両軍に依る衝突、所謂、駿河国での富士川の戦い（同年10月18日～20日）との関連性の中で捉えられていた可能性も想定される。両者共に同じ河川に関わる事象であるという共通項があった。結果としては、大した戦闘も行なわれない内に平維盛を総大将とした東国遠征軍は、富士川西岸布陣から僅か2日にして総崩れとなつて敗走し、東国に於ける源氏方の優勢が固まったのである。淀川は平安京と大坂、西国とを繋ぐ大動脈であり、当然、摂津国の福原京（兵庫県神戸市兵庫区）、大輪田泊を1つの拠点としていた平氏にとつても重要な水上交通ルートであつたと見られることよりも、淀川での出来事は平氏方の没落を予兆させる自然現象として見做されていたとしても不思議ではない。

## 2：大雨とト（うらない）

「明月記」建仁2年（1202）5月～6月条では、定家が鳥羽殿（白河天皇の後院として造営された離宮。京都市南区・伏見区一帯。桂川・鴨川合流地点右岸に面していたらしい）や、水無瀬離宮（水無瀬殿。後鳥羽上皇の離宮。大阪府三島郡島本町。桂川・宇治川・木津川・水無瀬川の四河川合流地点左岸。水無瀬神宮付近をその遺跡地とする。内大臣源通親の山荘が起源）へ伺候する記事が多く記される。水無瀬離宮へは、一旦、平安京の南方に在った鳥羽迄行き、そこから乗船し、淀川を下つて水無瀬湊（広瀬南遺跡付近とされる）へ行かなければならなかつた。同5月19日頃からは梅雨前線の停滞に依る現象であろうか、「大雨」、「甚雨」、「雨灑」、「大雨雷雨」、「雨頻下又風烈」等と言つた降雨に関する記述が目立つ様になるが、同28日に藤原定家は不本意ながら鳥羽經由で船に乗り、水無瀬離宮へと向かうのであつた。

「心中更無爲方、棄妻子離家困臥荒屋、雨漏寢所、終夜無聊、浮生（ふしょう。儂い人生）何日乎、不修（おこなう）一善、悲哉」とした非常に悲観的な記述からは、豪雨とも言える程の降水があつたことが類推される。浮生の語には、暗に浸水被害を掛けていたことも考えられる。そして、6月1日条では、水無瀬離宮の北側を東方向へ流れ、桂川と合流する水無瀬川（皆瀬河）が溢（あ

ふ）れ、馬の鞍に迄達する程の水深（約150センチメートル程か）になつたとしている。水無瀬川の様な中小河川に対して、当時、治水事業等は殆んどの場合には行なわれてはゐなかつたであろうから、急激な水位上昇は短時間の内に起きていたものと推測される。それは大河川に比して流域面積が狭く、河川延長も短く（河道容量が小さい）、河道の傾斜も急であるからである。

ここでは「進退失度」、即ち、進むことも退くことも出来ずに、慌てふためく様子が描写されるが、そこで後鳥羽上皇は陰陽博士である安倍晴光に御卜を奉仕させていたのであつた。その趣旨とは「此雨及大事歟之由也」である。つまり、気象的、政治的にこの大雨が齎す未来、及び、意味することをト（うらない）に依り知ることであつた。災害（自然的、人為的）発生を契機として未来予想図を作成していたことは、取り分け、大規模震災時に於いては顕著な事象として中世にはあつたが、気象現象を契機とした事例は決して多いとは言えない。それ程に、この度の「水災害」は激甚であつたものであろう。晴光に依るト占の結果は、「御分（おわけ。神仏への神饌、供物を取り下げて来た物）不快也、若如洪水有煩歟」とするものであつた。洪水の如き煩いとは一体何であろうか。洪水とは、これから人々に降り懸かるであろう災難の一環、序曲に過ぎないということなのであろうか。抑々、この自然災害の原因は、ト占に依るならば神仏への奉仕が不十分であるとした判定結果であつた。上皇は都への還御を示唆するが、晴光は水無瀬離宮に於いては別事（異常な事）が無いのではないかと説明を行ない、還御は停止となる。

ところが、5日に至り終日の甚雨に依つて、水無瀬川は再び溢れ出し、翌6日になると甚雨の状態は午後に入ると注ぐが如き豪雨となつていたのである。その結果、夜に入ると洪水が発生し、その濁流は離宮内の堂宇に迄押し寄せ、浸水したのである。水無瀬離宮の立地地点の標高は、約12.0メートル<sup>(4)</sup>であることより推測しても、直ぐに水が排水されるとは言いながら、急激な浸水であつたことも考慮される。この時、淀川河口部にも近い江口の津より呼び寄せていた遊女（小端舟に乗つて営業活動を行なつていた）でさえも愁歎したとあることよりは、地元民でさえも経験したことのない豪雨、浸水であつたことにならう。5

日の夜から降り始めた甚雨は、6日の夜迄、風を伴いながら継続したとあり、**線状降水帯**<sup>(5)</sup>の同じ場所での発生、若しくは、**台風の通過(線状降水帯の出現を含む)**があった可能性も考えられる。

当時の日本では、水田の存在以上に、湿った地表面(沿岸部を中心とした潟湖や湿地帯)、開発の手が入らない植生地がかなり広範に広がっていたこともあって、元々、蒸発活動が盛んであったことが想定される。平衡蒸発量は湿潤な地面からの蒸発量の指標であるが、広い水面からの平均的蒸発量は平衡蒸発量の1.0~1.5倍程度、水の供給が良い草地からの平均的蒸発量は0.8~1.5倍程度、水の供給が良くない場所では0.5倍以下であるとされる。<sup>(6)</sup>つまり、12世紀当時の日本は、自然な状態でも蒸発量が極めて大きかったことになる。それに加え、**平安海進**の進行に伴って、特に夏季に於ける気温が相対的に高く、風速も大きかったとするならば、中国大陸方面より東進して来る乾燥した空気は、蒸発量も多くなっていたことが想定される東シナ海上や、地表面よりの水蒸気を十二分に含んでいたことも考えられる。気温が上昇するに連れて**飽和水蒸気量**も大きくなることより、それが**乱層雲(Ns)**や**積乱雲(Cb)**と言った雨雲の形成に影響を及ぼしていたことが推定されるのである。結果として、ここで見られた如く、人や建物に被害を及ぼす様な、1時間雨量で80mm以上の「猛烈な雨」が頻発していた可能性に就いても考慮されるのである。

水無瀬離宮内に入り込んで来た水は、座上に迄達し、雨は弥(いよいよ)甚だしくなって来た。床上浸水であるが、土人(どじん。現地住民)は、(経験則より)今夜は何とか大事には至らないが、明日は洪水になるかもしれないと指摘をした。定家は就寝後に俄かに洪水となる危険性を予測し、その場所を退去することを決意して大路に逃れ、6日の夜は播磨大路に在った小家に宿した。結果としてその判断は正しく、終夜の風雨に依って水は大いに溢れたのであった。書き留めは「云々」表現法となっていることから、水無瀬離宮周辺が浸水したという情報は後になってから伝聞記事として得たものであろう。この水が淀川自体の氾濫に依る洪水であったのか、又は支流である水無瀬

川への**バックウォーター(背水)現象**、水無瀬川よりの氾濫に依るものであったのかは不明であるが、増水速度が速かったこともあり、離宮北側を淀川へ向かって流れる水無瀬川に起因した浸水であった可能性が高いのかもしれない。

7日条に記された被災状況は相当なものであったらしく、天候は回復したものの、水は後鳥羽上皇の本御所(水無瀬神宮を故地とする)にも達し、上皇は源通親の宿所であった「上直廬(ろ。草庵、小家)」(離宮の西側尾根に在った。後の水無瀬山上御所に当たる施設か)へ退避をしている。通親が自らの別業であったこの地を上皇の御所として提供した後も、「**水無瀬殿の付近で洪水の影響を受けにくい場所に、宿所としての別邸を構えていたことがうかがえる**」とした指摘もある。<sup>(7)</sup>これに従うならば、この地の元の所有者であった源通親は、この土地に於ける**水災害発災時に於ける特性を予め知っていたこと**になるろう。長廊(訪問した公卿や殿上人達の宿所)は既に水底であり、兵士の屋(詰所)も**流失したと記されていること**より、この時の最大浸水深は、水が建物の天井部分に迄達していたとするならば、約2~3メートル程度に及んでいた可能性すら想定されるのである。

### 3：神泉苑に於ける請雨と大雨

「**山槐記**」応保元年(1161)7月1日条には、「未刻(14:00前後)大雨、頃之(けいし。暫くしてから)休止、藏人菅定正爲**勅使**自去月(6月)廿六日向**神泉苑請雨**」という記事が掲載される。これは同年6月26日、少雨に鑑み旱害を抑止する目的で以って**請雨修法、祭祀**を行なわせる為、勅使として**藏人の菅定正が神泉苑へ派遣された**とするものである。それを受けて、この日の午後、僅かな時間ではあったものの、相当な降雨があったとするものであった。無論、この記事では、前提条件として**請雨修法と大雨との間に相当な因果関係を認めていた**のである。同7月4日条では、「**自被始行龍穴(神泉苑)御讀經之日(6月30日)雨下、其後大雨云々、靈驗又以殊勝**」として、読経をした直後から降雨が認められたとし、同3日条に依れば、「**雨下、終日不休、依旱魃自去月卅日、於神泉苑被行孔雀經御讀經、第二日(7月1日)雨下、今日當第四日、終日降雨**」の如く、それ以

降の連日の雨続きで以って、この修法に依る絶大な効験（効果）を実例で示すのであった。

この様に、神泉苑に於ける祈雨修法とその効果（「雨験」、「異相」）の認知に関しては、同記の治承2年（1178）閏6月21日条にも「於神泉苑有祈雨、藏人爲救使、其後爲頭權大夫光能、示送曰、祈雨人夫任例可被催者、仍仰道志明基了、仰左右獄（左京の左獄、右京の右獄）之」→同22日条「午後大雨雷鳴、其聲太猛、祈雨験歟」とあり、「歟」付き表現法ではあるものの、勅命に基づく形で執行された祈雨行為に於いて、両者の因果関係を肯定的に認めた内容となっている。王権の体面と言う面からは、全く効果無しでは済まなかったからでもあろう。その点より、祈雨行為直後に於いて降水があったとする記事に対しては、幾多の留保、更なる検証が必要でもあろう。

神泉苑に於いて読経された孔雀経（仏母大金耀孔雀明王経）とは、唐の不空三蔵が訳した大乘密教経典（3巻）であり、孔雀明王（忿怒の相を持った孔雀仏母であり、この尊を念ずれば衆生の業障罪惡、諸病痛等、一切の厄難を消除すると説かれる）の神呪や修法、功德等に就いて説いた内容であって、主として真言宗に於いて用いられた手法であった。<sup>(8)</sup> 二条天皇の勅命に依って、この「龍穴御讀經」を執行したのは山階寺（奈良市に在る法相宗興福寺の古称）別当・法務をしていた僧正惠信（覚継。伊豆僧正。太政大臣九条兼実の兄）<sup>(9)</sup>であった。彼の持つ法力に依り、実際に降雨の効果が現われたことより、この方法が降雨に対する先端科学（靈験）であると人々に再認識させるには十分な実例として日記へ記録されていたものと考えられる。同4日にも降雨があった為、この日を以って神泉苑に於ける読経は結願（けちがん。修法の終了）を迎えることとなったのである。これは「鴨水（鴨川の河川水）泛溢（はんいつ。氾濫）、依御幸（みゆき。天皇等の外出）所渡之橋不可叶」といった事態に至る、請雨行為が成功し過ぎた事例として掲載される。勿論、修法・祭祀と、気象現象としての降雨との間に科学的な関連性は無く、偶然の一致であろうが、人々の目には、それが自然科学や精神科学—人間精神の客観的所産、人間の事象としての文化形象研究、の成果であると映ったに違いない。

「山槐記」応保元年7月1日条に依れば、同6

月29日に神泉苑に於いて陰陽師（陰陽頭）賀茂在憲の代官が御祓をしようとした処、「黒蛇（へび）」（烏蛇か）が出来たとする。陰陽師らはこれを拝して祈念した処、直ぐにそれは池に入ってしまったという。この出来事を以って、神泉苑に於ける請雨行為が「感應」（信仰心が神仏に通じること）＝成功、であると判断されたのである。「果而翌日大雨、殊勝事也」とした記述よりは、黒蛇の出現が吉兆として描かれ、それには降水能力があるという見立てであった。そして、同3日条では、昨日（2日）に今度は「白蛇」が本尊の後ろの方に現われたとし、そのことを以って「雖末代（末法の世の中）佛法靈験殊勝者歟」としている。これは、当時の日本社会に於ける終末観の一端が窺える記述ではあるが、そうした末法の世の中に入った後でも、仏法の靈験が未だ有効であるとした考え方があったことは特筆される。西暦1161年は永承7年（1052）（釈迦が没して1,000年後に当たるとされた）に突入していた末法の世の9年後に当たる。末法思想・三時の説に依るならば、釈迦の入滅後、正法・像法の世を経て、釈迦の教えが荒廃し、その教法だけが残る退廢期が末法であるとされ、そうした状況が一万年間続くと考えられたのである。

五行思想に依れば、黒（玄）は五行の水、五時の冬に対応し、白は夫々金と秋に当てられた。それ故、黒蛇・白蛇に共通する性格とは冷性であり、旱魃の状態を冷却する靈験をそれらに認めたものと考えられる。無論それらは水を司る龍体そのものであった。「山槐記」の治承3年6月22日条に記されていた「火神向水神、是厭術〔まじない（を行なって他人を平伏させる法）。厭勝術〕之心（中心、本質）也」とした記述からは、火（五時の夏）と水（五時の冬）との拮抗、旱と水災害との中間点、陰陽調和こそが気候安定の基（もと）であるとした思想をも窺うことができるのかもしれない。稲作に於ける田の神には、日の神と水の神との間に生まれた子であるとした信仰があるのは、その両者からの恵みが無ければ農業の継続が不可能であったからでもある。

蛇＝龍体が水中世界の支配者であり、それに降水を祈願するという行為は日本のみならず韓半島・朝鮮半島に於いても見られた。新羅国第30代文武王（在位661～681年）の海中王陵（大韓



写真：京都市に在る**神泉苑**。「**龍穴**」と呼ばれた。**龍穴**とは、地中を流れる**龍脈**が地上に上って来るポイントであり、そこは災厄の無い場所であると考えられた。それは、**中世的地下世界観**の萌芽をも推測させる呼称である。

〔筆者撮影。京都府京都市中京区御池通神泉苑町東入る門前町167。二条城の南側に当たる。**法成就池**の向こう側に見える建物は**善女龍王社**である。**神泉苑**は、元々、平安京大内裏の東南側に位置して設けられた**禁園**であった。**延暦19年**(800)には、既にその存在が確認される。創立当初の様相は、**寝殿造り**に準じた建物、池泉配置であったらしい。

天長元年(824)、淳和天皇の命に依り、**空海**は**神泉苑**の畔で**請雨経法**を行なって**善女龍王**を勧請したとされる。**貞観5年**(863)5月には、**疫病流行**の為、**神泉苑**で**御霊会**が実施されている。後には、これが**町衆**の手に依って**祇園祭**へと発展したのである。

**神泉苑**は中世に入ると荒廃したが、**元和**年間(1615~1624年)よりは**真言宗東寺派**の**仏教寺院**となり、現在に至る。この**法成就池**には、**空海**に依って勧請されたという**善女龍王**が棲むとされる]

民国慶尚北道慶州市陽北面奉吉里)・利見台・感恩寺に見られた造作や所伝等がその典型例であった。(10)平安京に在った**神泉苑**とは、**新羅国**に於ける**利見台**に該当する**気象変更の為の祈願施設**であった。**法華経**(序品)に登場し、**仏法**を守護する水中の大王である**八大龍王**〔**難陀龍王**、**跋難陀龍王**、**沙伽羅龍王**、**和脩吉龍王**、**徳叉迦龍王**、**阿那婆達多龍王**、**摩那斯(須)龍王**、**優鉢羅龍王**〕は、**八体の護法の神**、**八部衆**の1つ、**龍神**でもあり、**水に関わりの深い存在**でもあった。音写して**那伽**と書されることもある**蛇神**の**龍王**であるが、それは**水中を支配する神**でもあったのである。**龍王**の中でも優れた能力を持ったものは、**雲を発生させ**、**空中を飛び回り**、**雨を降らせるもの**と信じられていた。日本に於ける**龍王信仰**は、**四神**の1つに位置付けられている想像上の動物、**青龍**を基本とする**唐風龍王**よりの影響を示唆すると言った指摘もあり、平安時代の初期に、**空海(弘法大師)**が**神泉苑**に於いて**請雨経法**を修した時に出現したとされる**善女龍王**も、**唐服を纏って龍に乗る姿**であったとされるのである。

12世紀日本の気象現象に対して、物理的ではなく、精神的に影響を与えた**請雨行為**と**蛇・龍体**の存在とは、それ程迄に**早魃・大雨**と言った**両極端な気候**が出現をしていた証左でもあろう。本項で述べた**請雨修法**とは反対に、晴天が無く「**止雨奉幣**」〔**山槐記**〕**長寛3年**(1165)4月2

7日条等〕も行なわれていた背景には、無論、洪水防止の観点からそれが必要であったことは考えられるが、それ以上に**気象現象**に於いても**陰陽調和**することの重要性を痛感していたからに他ならない。古代以来の思想として、**国家経営**に關しても**中国風な思想**に基づき、**天子に依る徳(の修正)**や、**陰陽調和**を重んじたが、平安京時代に入り、前者が**俎上に上ることも無くなって行**った一方で、**調和**が崩れることで**地上世界**には数々の**災厄**が降り懸かるものと未だ信じられていたのであろう。**気象現象**へ人為的に干渉し、**神仏の力**を借りて**無理矢理に調和**させようとした行為が**請雨修法**・**止風雨経法**、そして、**祈雨奉幣**であり**止雨奉幣**〔**水を司る罔象女神(みづはのめのかみ)**を祀る**丹生川上神社**、**高麗神(たかおかみのかみ)**。降雨、**止雨を司る龍神**)を祀る**貴布禰(貴船)神社**等〕(11)であったものと見られるのである。それ程迄に、当該期に於ける**気候変動**とは人々の生活や**精神文化**へも多大な影響を与えていたのである。

大雨、洪水もそうであった様に、**早魃**も又、人々の生活に大きな影響を与えていたことは、直接的に被災する、否かの問題とは別に、**流通・経済・交通・農業経営**に対しても大きな障害となっていたことが想定されるのである。それは、**陸上交通路**が完全には整備されておらず、又、整備されてはいても**行路上の治安**に対する懸念、そして、**輸送効率**の問題からも、12世紀当時の日本に在っ

写真：新羅国文武王海中王陵

(筆者撮影。周辺部に整備された利見台・感恩寺と共に、文武王がその死後に於いて龍と化し、国土に豊穡の雨を降らせようとした、気象制御を目的として設置された施設であったものと見られる)



中央部の海中に沈む横長の岩体が文武王の石棺であるとされる

でも尚、水上交通路（海上、河川、湖水）が主要な輸送手段であったという事情があったからである。河川が干上がれば、そこを船舶が通行することはできなくなる。

「山槐記」治承4年（1180）7月18日条では「近日依旱魃無河水、土民等止江々（口）入田、仍下向河尻（河口の意）之船難往反（往復）云々、然而臨其所令見之、大河止之水餘他方流下、偏如引陸」、同22日条でも「於鳥飼（大阪府摂津市鳥飼付近。淀川左岸）河水盡、江口〔淀川の河口部に在った水上交通の要衝江口（大阪市東淀川区）ではなく、高槻市付近に在った江口か〕柱本（大阪府高槻市柱本付近。淀川左岸。鳥飼の直ぐ上流側に当たる）依止水也」とし、旱魃に依って当該期に繁栄していた大坂湾沿岸の港湾である河尻（僧行基が開削したとする所伝がある）との、淀川水系を使用した河川交通路が機能不全に陥っている状況が描写されている。この年は、6月より天早に見舞われ、8月6日になって漸く降雨があったとしているものの、既に状況は「天下皆損亡（そんもう。農作物に被害が発生している）了」（「山槐記」同8月6日条）であったとしている。そこで、淀川流域の土民等が背に腹は代えられず、米の生育の為に我田引水をしていたのである。当所に於いては、水利権が古田優先、既得権優先として運用されていたことも類推される。限られた水資源を巡る農業用水と河川水、水上交通との兼ね合いを図ることが如何に困難であったのかを窺うことのできる出来事であった。

摂津国河辺郡の神崎川河口付近に在ったとされる河尻は、平安京と西国方面とを繋ぐ拠点港であり、西国との間を往復した官人や、年貢等の租税を積載した船舶はここを基点としていたこともあり、淀川水系を使った水上交通路が使用不可能であったダメージは、平安京に対する政治・経済的意味に於いて非常に深刻であったに違いないのである。しかしながら、当該事例よりも、目の前で出来していたそうした水利権の問題すら、調整、解決することのできる対応能力は、既に朝廷には無かったものと見られる。

#### 4：祈雨・請雨、止雨祈願の記録とその特質

ところで、『続群書類従 第二十五輯 下 釈

家部』には、日本古代に於ける祈雨・請雨、止雨祈願に関する記録を収載している。①「卷第七百二十五」所収の「祈雨日記」では、淳和天皇（786～840年）の項に於いて、「（弘法）大師（空海。774～835年）御遺告云」とし、「神泉園（苑）池邊。御願修法祈雨靈驗其明」と記す。その靈驗の根拠はこの池に棲む善如と言う名を持った龍王であり、元々は無熱達池〔無熱池、むねっち。香山の南、雪山の北に在った周囲が八百里もあったとされる炎熱の苦が無い池。阿耨達龍王（あのくだつりゅうおう）が住んだという〕に棲んでいた龍王の類であったとしている。そこには、東アジアの地下を貫くとされた日本中世に於ける地下世界観の萌芽も見て取ることができるが、その龍王は慈悲があっても、人に対する害心が無いという。この神泉苑で現形するのは、長さ八寸許の金色の蛇をその頂きとして持った全長五尺許の蛇であると記す。日本古代に於いては「八」の数字が聖数であることより、<sup>(12)</sup> 実際にこの池で出現したその蛇が一種の神体として見做されていたことも想定されるのである。

そして、同書では「清和天皇御宇（治世）。貞観年中（859～877年）種々祈雨事。但以神事無其驗云々」、「圓融天皇。天祿三年（972）僧正寬空勤修（ごんじゅ。仏道を勤め修めること）請雨法。無降雨云々」の様に、祈雨神事や請雨法に全く効果が無かった事例も掲載していることより、その手法が貴布禰（貴船）神社〔京都府京都市左京区鞍馬貴船町180。本宮の祭神は水を司る高龍神（たかおかみのかみ）等への「奉幣」や、神泉苑に於ける行事の如き神道式、仏教式であるかに関わらず、外れもあることを前提とした祈雨であったことが知られる。そのことは、神事や法会の実際の執行者の力量、及び、彼らと神泉苑の池に棲む蛇＝龍体との、その時点に於ける力関係、通信状況等が関係していると考えていた可能性に就いても考慮される。それは、「炎氣」と「雨氣」との拮抗がかなり微妙なところで行なわれていたからであろう。

「天下旱魃」が宣旨や綸旨（りんじ）を蒙った僧侶に依って神泉苑で「奉修請雨經法」され、更に効果が認められない場合には「延修」迄行なわれ、最終的には仏舍利を以って龍王へ供奉するという切羽詰まった状態こそが、11世紀に日本を

度々襲っていた「九穀種絶。七道飢渴」と表現された旱魃被害の深刻さを物語っていた。祈雨行為の場合には「有驗」と「無驗」との差異が可視的に現われることから、取り分け、仏教式の事例では、「眞言最上乘（南宗禪）之中、有祈雨祕法也」とした真言密教に於ける最高の手法を駆使してでも「有驗」、「法之効驗（こうけん。効能）」が認められ、実際に「數施甘雨（かんう。慈雨。時宜を得て草木を潤し育てる降雨）之滂沱（ぼうだ。涙や雨の激しい様子）」とならなかった場合には、王権、即ち「天皇之恩」に背くという事態にもなっていたのであろうか。

②「卷第七百二十六」所収の「雨言雜祕記」は、藤原通憲（信西）の子勝賢（1138～1196年）に依る著作である。彼は醍醐寺座主・東寺長者・東大寺別当等を歴任していた真言宗の僧侶であった。その中で、「一 感雨 勅使面謁（拝謁）事」とし、「永久記」（永久の年号は1113～1118年）よりの引用であるとしながら、「降雨之時感雨 勅使來仰其由恒規（恒例）也。而于今無其事。只頭弁（とうのべん。蔵人頭を兼任した弁官）之返事被感其甘雨之由許也。内之伴僧（ばんそう。法会や修法を執行する際に、阿闍梨へ随伴して読経等を行なう僧侶のこと）等頗不甘心（かんしん。満足すること）云々」と記す。

これは、祈雨の法会・修法で「有驗」、即ち、降雨が認められた場合には天皇に依る所感（一種の「有驗」認定か）である「感雨」が勅使に依り、法会の執行者へ直接伝達されるのが「恒規」であるとしているのであるが、最近ではそれが行なわれなくなっており、頭弁からの返事のみで済まされてしまっていることに対して、伴僧達の不満が高まっているというものであった。果たして、「被感其甘雨」が本当に天皇に依る所感であるのか、否か、信用することができないという不満である。このことは、一面では王家による気象現象に対する興味や関心が12世紀に至り急速に低下していたことを表わしていたのかもしれない。そのはっきりとした理由は判然とはしないものの、院政の進行があった可能性もある。勝賢が活動をした1100年代の後半期は、丁度、後白河上皇（法皇）の執政期に当たることから、そこには台頭する武士勢力に対抗する公家や寺社等、旧体制勢力の人々が結集したことより、院の権威が高まると

共に、相対的に天皇権威の弱体化が進んでいたことも想定される。更に、保元の乱（1156年）、平治の乱（1159年）といった王家・公家社会と武士とが関わった内乱が発生していたことも、そうした自然現象に対する関心を急速に低下させる要因となっていたことも類推される。12世紀の暑熱とは別に、日本は政治の季節へと突入をしていたのである。

③「卷第七百二十七」所収の「永久五年祈雨日記」（参議源師頼に依る記録）は、永久5年（1117）6月13日から神泉苑に於いて執行された請雨經法の勤修（ごんじゅ。仏道を勤め修めること）に関わる記録である。そこでは、①「効驗忽難至歟」〔永久5年6月9日条〕、「未代人力。効驗難叶」（同15日条）とした記載が見られ、一方では末法觀に裏打ちされた無力感が出出しているシーンが認められる。ここで言う処の末法觀には、院政の開始、武士の台頭と言った政治の在り方に起因した厭世觀的要因も多分に含まれていた可能性は考慮される。僧侶も人である以上、能力の限界点はあるということなのであろうか。事実、本書の冒頭部分では、以前に祈雨法の執行を頭弁が内々に権大僧都嚴覚（ごんかく。真言宗の僧侶。源基平の子。請雨の靈力に長けていたとされる）へ打診した処、固辞した旨が記されたのは、その証左であろう。嚴覚程の能力の高い僧であったとしても、時としてはできないこともあるということを示したということなのであろう。又、②「雲氣有龍鱗。今明之間有靈驗。（中略）西北山上瑞雲顯形。是雨降之相云々」（同16日条）に見られる様に、雲の形状に関する観察とその評価とが行なわれていたことが推測される。そうした祥雲や瑞雲（何れも吉兆の雲）と言った瑞相（吉兆）出現を法驗の結果であると帰結しているシーンがある（同17日条）。即ち、気象現象に対しては、そうした人為（法力）が及ぶとした思想のあったことが窺われるのである。この考え方は、同じ天空に関わる現象であっても、天文の異変に対しては適用されないという特徴があった。

③そして、「今度法雨深有天感」とし、鳥羽天皇よりの深謝を記す（同20日条）。請雨經法の執行が王権側よりの意思、発令で行なわれていた以上、その終結〔「感應」（かんのう。信心が神仏に通じること）の確認と、その結果としての甘雨

の認知]は天感の明示に依り行なわれた。そこには、気象現象に関わる支配権も、天皇による権能の一部であるという明確な意思表示があったものと考えられる。それは彗星出現時(天文の異変)に於ける対処とは対照的である。彗星出現時には、祈雨・請雨、止雨祈願の際に見られる様な能動的な動きは王権に見られず、飽く迄もそれらの動きを注意深く観察して記録をする、その意義を探ると言った極めて受け身的な対処をするのであった。これは、地上から見た場合に於ける、気象現象の発生空間と天文現象の発生空間に対する距離感覚の差異の問題なのであろうか。結果として、同じ天空に関わる現象であっても、天文と気象とは、はっきりとした区別をつけていたのである。

④「卷第七百二十七」所収の「建久二年辛亥祈雨日記」は、建久2年(1191)5月7日条より始まる祈雨の記録である。そこでは5月11日付で発給されていた後鳥羽天皇綸旨に、「鎮護國家之要只在五穀豊稔。農者爲命本」とあるのは常套句ではあるものの、王権の本心が表出したものである。農業が正常に経営することが出来なければ、税収どころか人命をも危うくし、国家経営を維持することはできないとする点である。その為には、適切な形での降水は必須の条件としてあったのである。それを民衆に替わり天へ祈願することが出来得る資格を持った者(仲介者)とは、日本では唯一天皇であるとした考え方である。

又、同5月17日条に「御修法支度内御不審事等」として、「壇已下佛具事」の中に「一 五色糸事」、そして、「開白(かいびやく。法会・修法の冒頭部分で供養の趣旨や内容等を仏に申上すること)之時着禮盤(れいばん、らいばん。導師の高座、又、供物を盛った容器や供物自体)之後護身法〔真言密教に於ける印明(いんみょう)〕間。雨臺(雨蛙、アマガエル。臺はヒキガエル)忽出來在五色之上。次跡(躰)居壇上中瓶前。良久(ややひさしく。少し時間が経過して)不動去。是可謂吉瑞歟」と記されており、「五色」の色彩認識(陰陽五行色。青・緑、赤、黄、白、黒)が1つのポイント(装置)とされている。

五色糸は端午節で宴の参会者に対して与えられる「薬玉」にも使用され、それには邪気払いの効果があるものと信じられた。孔雀経修法の執行に際して、水の存在を想起させる雨臺が五色糸の上

に出現したとする記述からは、この法会が有驗となっていることを示唆すると共に、吉瑞(今後の降水が期待できる)であると判じたものである。その後、この日の行法終了後と、翌18日の朝には「小雨」が認められていたのである。それは、五色の調和こそが豊穰を齎す降水に繋がると考えていたことを窺うことのできる東アジア的な対色彩認識でもあった。この宇宙を構成する五元素(民用五材、火・水・木・金・土)の拮抗、調和に依り天地万物は転変し、循環するとした思想は五行思想の根本でもあった。気象現象も又、転変と循環に依って行なわれていることを当時の人々も認識をしていたものと考えられる。

更に、同22日条で「陰雲不散。細雨時々雖降。天膚乾。及巳刻(10:00前後)即晴畢」とする表現法からは、当時の人々に依る天空観を窺うことができる。「天膚」とは、天空が平板な存在であり、気象現象はその下側で起こっておるといふ認識である。星はそうした平板な天空に張り付いているとした考え方であろう。

⑤「卷第七百二十八」所収の「祈雨法記」は、清和天皇(在位858~876年)~後冷泉天皇(同1045~1068年)に至る祈雨・止雨の記録である。ここで目立つのが祈雨法の勤修を宣旨に依って命じられても辞退する事例が数例記録されている点である。①康和3年(1101)7月6日に早魃として、同9日に僧正寛空へ請雨経の勤修を宣下するが辞退し、次いで阿闍梨の寛静を召すものの、受け入れず、律師救世に五ケ日を限り執行させている。2人の僧侶に辞退されていたのである。②康保5年(968)、律師元杲に対して祈雨法の執行が宣下されるものの、「再三辞退。勅詔頻」とある。③仁海は寛仁2年(1018)6月1日に宣旨を発給され、神泉苑に於いて祈雨法を勤修する様求められたものの、三度に渡って辞退したとする。重ねての宣下に依り、同4日より伴僧を率いて祈雨法を修したと記す。④長久4年(1043)は正月~5月にかけて早魃が認められた為、5月2日付けで僧正仁海に祈雨法執行を依頼する宣旨が発給された。しかし、彼は辞退し、四度の宣下があったものの、毎度辞退したという。

又、辞退ではないものの、極め付きは「天祿三年(972)。僧正寛空勤修請雨経法。無降雨。

僧綱補任云。僧正寛空。天祿三年二月六日卒云々。二月入滅之人。何修祈雨法哉。頗不審也」とある僧正寛空は、その死後に於いても祈雨修法に当たっていたのであろうか。祈雨法は、通常、水の需要が高まり、暑熱も増す夏季に行なわれることが殆んどであったからである。

これらの僧侶に依る祈雨法執行の依頼は宣旨に依ってなされていたものの、辞退が相次いだ理由として考慮されるのは、万が一、降水が無かった場合の危険性（非難の集中）を回避していたことがある。自身に靈験が無いことが拡散してしまうことを恐れた可能性がある。感応が確認され、上首尾に運んだ場合には昇進や勲賞が期待できるものの、失敗した場合のリスクの大きさをも内包していたのが祈雨法の執行であった。その意味に於いては、結果、効果がはっきりとは現われることの無い他の法会、修法と、その結果が直後に誰にでもはっきりと認識することができる祈雨法とは全く異質なものであった。

元貞は永延元年（987）5月24日に神泉苑で祈雨法を勤修するものの「全無雨氣」、正暦2年（991）5～6月にかけて発生していた大旱魃に際しても神泉苑で祈雨法を勤修するが、「雨不降」という結果に終わっていた。「僧綱補任」では、彼は永祚元年（989）5月7日に律師、正暦4年に権少僧都に任じられたとするが、長徳2年（996）には辞退して鎮西に赴き、寛弘5年（1008）に安楽寺（大宰府安楽寺天満宮か）で卒去したと記す。職を辞して鎮西に行った理由が祈雨修法の失敗に起因したものであったのか、否かは不明であるが、「祈雨法記」でも年紀の相違から「不審也」と記述をしている。

祈雨法を依頼された同じ僧侶であっても、引き受けたり、拒否したりする事例が散見するのは、僧侶もその時々で天候の具合を注意深く観察しながら、当分の間は到底降雨が見込まれない様な場合には引き受けを拒んでいた可能性が高い。一種の保身術であろう。

更に、法会の準備に手間や時間、費用が掛かること、そして、法会が結願する迄の時間が長く、長期化する傾向があったこと等も忌避された理由として考えられる。効率性、費用対効果の問題がこの手法にはあったものと考えられる。

#### ⑥「卷第七百二十八」所収の「永久五年請雨經

法記」は、永久5年6月9日～21日にかけての請雨經法勤修に関わる記録である。その16日条では、「申時許（16：00前後）。左大臣殿以參河權守重兼被仰云。雲氣（うんき。雲、雲の動き）有龍鱗（りょうりん。龍のうろこ）。今明（こんみょう。今日と明日）之間有靈驗歟。深更（真夜中）之後相公（參議の唐名）來臨。語賢覺云。西北山上瑞雲顯。是雨降之相云々」と記し、雲の動きから龍の鱗状の模様を見出したとする。雲気には雲状のもの、地上に於ける事象を反映して立ち上る烟（けむり）状の異様な気を指し示す語義もあり、天文や兵法の専門家はその形状、色彩等を見て、天候や吉凶を判定する根拠としたのである。全国的に見ても年間降水量の少ない香川県<sup>(13)</sup>に於いて、雲氣神社（くもけじんじや。香川県善通寺市弘田町）、雲氣八幡宮（くもけはちまんぐう。香川県仲多度郡まんのう町西高篠）と称する神社があるのは降雨を齎す雲氣そのものの出現を期待したからであろうか。

龍鱗とは正に龍の鱗であるが、別に数量の多い状態、又、危険性の明示、更には天子の意向をも表現することがあったが、この事例では数の多い意味で解釈し、降雨（靈験）の近いことを期待したのである。それは又、旱魃時に在っては瑞雲・祥雲であり、「雨降之相」＝瑞相と判定（期待）されたのであろう。平安京より見た西北、つまり、愛宕山方面の山上に雲が出現すると降雨に繋がるという方角観とは、実際の經驗則の蓄積に基づく認識、科学であったものと推測される。旱魃と言う非常時ではあったからこそ、気象の変化、雲の動向に対しても一段と注意を払っていたことを窺うことの出来得る事例である

又、同17日条では祈請の結果、中嶋（庭に在った中の島）の良（うしとら。北東）の辺りに蟬跡（蟻）（ていとう。虹）が天に聳（そび）えた様子を綵（彩）雲（さいうん）に見立てている。彩雲とは、巻積雲（けんせきうん）、巻層雲、高積雲の一部が虹に淡く輝いて見える現象である。目と太陽を結ぶ線から特定の角度に雲がある場合に生じる。雲粒が過冷却水滴である場合も、氷晶である場合にも生じると考えられている。しかし、同じ太陽光線の回折現象であっても、水滴と氷晶とはメカニズムは異なるという。他に瑞雲、景雲、紫雲等の呼称もあり、その出現を吉兆であると見

做す地方もある。(14) **北東の方角は鬼門**であることより、それを封ざる様に彩雲が出現していたことになる。古来、日本では虹の出現を吉凶両様の解釈で行なって来た。

そして、この現象の前段では中嶋に棲む青蛇の話題が記されており、「于時雲雷數聲。雨脚滂沱(ぼうだ。雨が激しく降る様子)。自哺時(ほじ。申の刻に当たる。16:00前後)至夜景。其後青蛇如本歸中嶋」として、それが降水を齎す存在、龍王として描写されているのである。中嶋に棲む青蛇の青色という色彩感覚からは、その中を覗くことのできない神秘的な異空間としての中世地下世界観の萌芽を感じさせる。この中嶋が蛇(龍体)の出入りする地下世界への入り口と言う設定なのである。

黒田日出男氏は、日本に於ける歴史的国土論を展開するのに際し、第2の主題として行基式の日本図論を論じた。同氏の『龍の棲む日本』(15)は、図像学分野よりのアプローチでもあるが、鯨、龍、そして、要石の存在に関して、本研究へ幾つかの示唆を与えた。黒田氏は御伽草子である「熱田の神秘」を元に、熱田神宮(愛知県名古屋市熱田区神宮1-1-1)内にある白鳥塚(しせりつか)よりは9つの穴道が日本列島だけではなく、天竺迄、延伸されており、それらは、駿河の富士、奥州の戸阿伽(こあか)の池、氷上宮、両村(ふたむら)山、近江の琵琶湖、伊勢大神宮と岩戸山、天竺の靈鷲山(りょうじゅせん)の池、京の神泉苑の池、鳥羽山池、美濃の谷汲(たにぐみ)、白山山頂の青池、信濃の諏訪湖、浅間山、天竺の無熱池(むねつち)等を連結していて、東アジアの地下世界に張り巡らされていた穴道は、陸奥国～京都の神泉苑、そして、天竺に在るとされる靈鷲山や、無熱池に迄、通じていたと指摘をする。

同氏は、こうした日本中世に於ける国土(観)とは、日本列島自体が龍体としての大地であり、日本の国土が危機に直面した際には、龍の姿をした神々が、黒雲に乗って来臨するだけではなく、この巨大な地下世界の穴道を通して、随所に出現することが可能であったとする。更には、金剛杵で飾られた三国世界のシンボルズを、地下より補完していたともしているのである。(16)

そうした観点に立つならば、平安京時代の神泉苑とは、未だそうした穴道ネットワークが完成す

る以前の、ピンポイントとしての龍の住処であったのかもしれない。

⑦「卷第七百二十八」所収の「永久五年請雨經御修法支度記」は、永久5年6月14日～21日に神泉苑で執行された請雨經修法に用いる物品、人員等の準備に関わる記録である。そこでは、①「北門者諸人出入門也。凡門々可居兵士宿直也。北門内立札。其銘云。不淨穢氣人不可入來又赤色物不可持入云々」としており、神泉苑の北門が諸人の出入り口であって、そこには「不淨穢氣人」と「赤色物」とを苑内に入れたい旨の立札が立てられたとする。前者はここが禁苑であり、法会の場でもあったことより、不淨(衛生的、精神的な面での)、触穢に遭った人の入場を忌避したことには理解が及ぶものの、後者の持ち込みが禁止されていた理由とは一体何であろうか。無論それは赤色の色彩認識に関係があったものと推測される。一般的に言うならば、古代東アジア世界では、赤色そのものは血の色をイメージさせる凶兆であり、将来に於ける兵革や災害等の出来を意味していた。当該事例でもそうした理由からであったのであろうか。この記録を見てみると、事前に準備されていた物品の色では白色や青色が比較的多いものの、その他には金色、銀色、黄色、黒色、紺色等の色も使われている。中には紅色や赤色の幡や、赤箭も使用されていたのである。この時点で立札の記載とは矛盾をしているのである。

五行説に依るならば、五色の赤は五行の火、五方の南に対応する。つまり、それ自体が灼熱(「天下大旱」)の状態を表わしており、五行の水に対応する(五方の)北の方角より相反する性質を持ったものを苑内に持ち込むことに対する忌避感のあった可能性がある。そうであるとするならば、法会に於いて紅色や赤色の物品が使用されていたとしても矛盾はしないことになる。北門以外の門から紅色や赤色の物は搬入すれば良いだけの話しである。

②「小野僧正八流(の幡)。支度ハ母屋南西北柱八本。各一流可懸也。是一説也。東ハ佛後故不懸歟。(中略)合廿八流。(中略)小野僧正假屋圖。神泉北角造壇所。西庇中門西向開戸。是向水天方意也」としており、「八」の数字の多用がこの他にも随所に於いて見られる。これは、日本では古来、「八」が聖数であると認識されていた結果で

あると共に、八大龍王の様にそれが水中世界の支配者としての龍神を示していたことにも起因した数字であったものと見られる。又、西の方角観が水天に向かう意義が有るとしている。水天とは密教に於いて十二天・八方天の1つであり、水を支配する龍神であって西方守護の神であるとされる。その神像は、左手には罽索（けんさく。衆生救済の象徴としての五色の縄）を執り、右手に剣を執り、五龍冠を戴いて亀の背に乗り水中に棲む。その原型はインド神話に於ける天空・水中世界の神であるバルナVarunaであるとされ、後にその存在は仏教へ反映されたとする。この像容からは、浦島説話、死者の世界としての龍宮城伝承への波及が考慮される。その意味に於いて、水天とは吉として降水を齎す存在であった一方で、凶として地盤災害と見られる沈島伝承の基底に存在していた神格でもあったことが窺えるのである。

又、「神泉北角造壇所」とした記載からは、中国王権に依って実施されていた「封禪」を想起させる。封禪とは、天子自らが行なった自然祭祀であり、封土をして壇を設え、天を祀り、地を祓って山川を祀ることである。天下国家の安泰を祈願したものであった。こうした祭祀は災異の発生に際しても行なわれていた。天子自らに依る、天を祀り、地を祓い、山川を祀る自然祭祀、自然崇拜行為は、通常は「壇」を設けて行なわれたが、それは王に依って為された最高の祈りであったのである。神泉苑に於ける祈雨祭祀も、壇所、大壇を随所に設置して執行されていた。これも自然崇拜を最高の祭祀であると認識をしていた結果であったものと見られるのである。

⑧「卷第七百二十八」所収の「止風雨法記」は、暴風雨を止める為に修する法を解説したものである。止風雨経法とも言い、火天、摩那斯龍王、迦楼羅天、不動明王、金剛薩埵、観自在、釈迦・金剛手・観自在の三尊を本尊とする。

先ずは、①冒頭部分に於いて、「唐先跡。廣付法傳云。金剛智。玄宗皇帝（唐の第6代皇帝。在位712～756年）今和尚祈雨。雷電地震霈然（はいぜん。一時的に雨が強く降る状態）洪（おおみず。氾濫）澍（しゅ、じゅ。時宜を得た雨）。淹日（えんじつ。終日）不息（やすむ）。皇帝恐其漂物。更令止雨。和尚又壇上布置荷葉。誦眞言。須臾裏（つつむ）之荷葉懸之樹枝頃。雨竭（かれ

る、つきる）天晴。明日（翌日）和尚便（すなわち。～すると直ぐに）起就樹頭。即解前所裹（つつむ、まとう）懸荷葉。即諸龍等雷鳴騰空（とうくう。登空）。神力難識（しる、しるす）率（おおむね）如此類也。文」と記し、祈雨行為の唐時代中国に於ける故事を引用する。ここでは、祈雨と止雨との調和の難しさを説いた内容となっているが、ここでもやはり雷電と地震とを関連性あるものとして捉えていたことが特徴的である。天の災異と地の災異とは一体で不可分であるとした思想の存在である。これは東アジア世界に共有されていた基本的対自然観であったものと考えられる。

玄宗皇帝が恐れたという「漂物」とは、何らかの事象（危険性）を窺わせる可視化不可能な「気」であろうか。気とは空気状であり、天地の間に広く充満して流動し変化すると共に、人の身体の中にも満ちていると考えた。そして、気は天地万物を形成し、生命力、活動力の根源であって、人の身体的、精神的諸機能も全て気から生じると考えたという。更に、陰の気と陽の気、五行（木火土金水）の気という2種類、又、5種類の気を考え、この多様な気の配合、循環等に依って事物の異同や生成、変化を説明したのである。これらの多様な気の本となる根源の一气を考えてそれを元氣と称し、元氣による万物の生成を説いた。気の思想とは、以上の経緯を辿って重層的に展開し、前漢期中葉頃迄にはその概念はほぼ定着したと説明される。この様な気の思想は、哲学、天文、気象、医学、芸術、兵法、政治等、多くの分野の理論の中で、古来重要な位置を占めたのである。<sup>(17)</sup>玄宗皇帝が感じた「漂物」とは、日本語古語に於ける「気色（けしき）」や「気配（けはひ）」に対応した危機管理本能であったものと考えられる。

②「大師（空海）入唐之日〔延暦23年（804）〕。祈雨止雨共傳。給相續來者也」と記し、弘法大師空海が入唐して初めて、祈雨・止雨の法（仏教式）が日本に伝えられたとする。空海は遣唐大使藤原葛野麻呂の船に橘逸勢等と共に同乗し、途中、東シナ海上で暴風雨に遭いながらも入唐を果たして、この年の12月には長安に入った。翌年には長安醴泉寺（れいせんじ）の般若三蔵（はんにゃさんぞう）等に師事し、サンスクリットやインド学問を学習し、同年6月から半年間は西安に在った青龍寺の恵果より金剛界、胎藏界の伝法灌

頂(かんじょう。水を頭の頂に注ぐ意)を受けて、真言密教の第八祖を継承したとされる。2年弱の滞在を経て、大同元年(806)10月には帰国するが、その際、膨大な密教の典籍、仏像、法典、曼荼羅、法具等の文物を日本へ齎し、同12月にはそれらの由来や意義を解説した「請来(しょうらい) 目録」を朝廷に提出している。<sup>(18)</sup> 空海が日本へ伝えたという祈雨・止雨の法とは、恵果より伝授されたものであったものと見られる。

ところで、弘法大師(空海)や伝教大師(最澄)、日蓮等の高僧が各地を巡歴し、その所持していた錫杖(しゃくじょう)や独鈷(とっこ、どっこ、とくこ、とこ)等の法具で以って地面を突いた処、直ちに水や温泉(霊泉)が噴出する等といったエピソードが日本国内には夥(おびただ)しく散見される。所謂、杖つきの水、弘法水(こうぼうみず)、弘法清水、大師の水、弘法の井戸等と称されてきた霊水である。それらは、独鈷水(とっこんすい。新潟県胎内市乙)、弘法大師霊塩水(新潟県柏崎市西長島岩ノ入)、甌穴湧水(弘法池。石川県白山市釜清水町)、大久保の弘法井戸(群馬県富岡市妙義町八木連)、弘法水(茨城県つくば市筑波)、熊野の清水(ゆやのしみず。千葉県長生郡長南町佐坪)、弘法の清水(神奈川県秦野市大秦町)、独鈷の湯(とっこのゆ。静岡県伊豆市修善寺)、御杖の井戸(おんつえのいど。香川県善通寺市善通寺町)、独鈷水(福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉)(以上は弘法大師に関わる所伝を有するもの)、独鈷水(おこうずい。姿見の井戸。福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷。伝教大師・最澄に関わる所伝を有するもの)、日蓮乞水(にちれんこいみず。神奈川県鎌倉市大町。日蓮に関わる所伝を有するもの)等として残され、現在でも尚、これらの多くは現役の飲用水等として使用され、又、信仰対象ともされているのである。中でも、空海由来の所伝を有するものが非常に多い。これは一体何を意味しているのだろうか。

そこには、**仏教と水との関係性が濃厚に示されているものと考えられ、取り分け、夏季を中心とした水不足が深刻な古代社会に在っては、仏教思想の浸透と水の確保とに相関関係があった可能性が示唆されるのである。**それは、**疾病の治療**に関しての、**僧医の存在を検討するに際しても、布教と治療**と言う面に於いてほぼ同様のことが言え

る。それと共に、**法力という可視化不可能な霊力に依るものではなく、実際上で役に立つ地学的な知識や鑿泉(さくせん)技術の蓄積で以って地下水脈の在り処を探索し、そこを鑿泉して、衛生的な飲用水を確保する**といった**社会貢献事業**も又、僧侶に期待されていた行為の1つであった可能性もあろう。錫杖や独鈷といった先端部の尖った道具の存在からは、**古代における鑿泉技術のある程度の進化が想定されるのである。**地下水の帯水層を発見し、そこ迄、掘削する技術(掘り抜き井戸、打ち抜き井戸)には、**数学的知識の応用も必要とされたであろう。**

古代中国に於ける数学書である算経十書〔さんけいじっしょ。「綴術(てつじゅつ)」、「周髀算経(しゅうひさんけい)」、「九章算術」、「海島算経」、「孫子算経」、「五曹算経」、「夏侯陽算経」、「張邱建(ちようきゅうけん)算経」、「五經算術」、「緝古(しゅうこ)算経」]等に立脚した知識を駆使した測量術を使いこなしていた、中国への留学僧が存在していたとしても、不思議ではない。又、唐代に設けられていた算学に通い、数学知識を得ていた留学僧等、渡唐した日本人がいたかもしれないのである。空海が実際にそうであったかどうかは判然とはしないものの、日本に在って、医学同様、漢籍に記された**数学、地学的知識**を解説し、理解する能力を持っていた民間人も又、**仏教僧侶であったものと考えられ、僧侶は古代当時に在っても、中国への留学が比較的し易い環境にあったものと考えられる。**

日本の中では弘法大師に依る湧水伝承が比較的多いのは、彼が留学先であった唐から帰国する際のエピソードが関係している可能性が示唆される。**浪切不動型不動明王像は、空海の入唐に関わる高野山南院所蔵の立像が知られ、それは剣をかざす立像であって、波を斬るような像容であることよりその名がある。**空海が唐より帰朝する際の船中に於いて、**不動明王像を刻み祈願をした処、忽ちの内に荒れた海が鎮まり、遣唐使船は無事に筑紫の湊へ帰港することができた、とする伝承が当像の根拠とされ、それ以降、この不動明王を浪切不動と呼んだとするものである。**不動明王信仰自体は、平安時代末期以降に於いて盛んとなるが、それらが**沿岸部地域**に多く設置されて行ったことの意義にも着目をすべきであろう。

日本に於ける龍王信仰は、四神の1つに位置付けられている想像上の動物、青龍を基本とする唐風龍王よりの影響を受けたものであると示唆する指摘もあり、平安初期に空海が神泉苑に於いて、請雨經法を修した時に出現したとされる善女龍王も、唐服を纏って龍に乗る姿であるとされている。善女龍王を、北部インドにあった無熱池と言う名の池より招来し、3日間に渡って日本中に大雨を降らせたとするのである。

この時に出現した善女龍王の姿は、「高野大師行状図画」中に於いては、唐風の衣服を纏った男性の容姿で描かれる、国宝指定の善女龍王像として知られており、かつて、高野山で祈雨の法を執行する際には、その金堂に善女龍王の軸を祀って祈願を行ない、若し、効験が現れない時には一山の僧が大瀧（高野町大滝地区）に参向して修法を行ったと、仁井田南陽等に依って19世紀初頭に成立した地誌である、「紀伊続風土記」には記載される。以上の如く、善女龍王は弘法大師、高野山とも深い関係を持ち、高野山の伽藍中にある蓮池中央の小島には善女龍王を祀る社も存在しているのである。この様な状況より、空海とは水中世界と密接な関係性の中に在ったと見ることができるのである。(19)

⑨「卷第七百二十九」所収の「孔雀經御修法記 大御室（性信法親王。三条天皇の第4皇子）以後」、「孔雀經御修法記 大御室（性信法親王）以後 修胤本目錄」、同「卷第七百三十」所収の「孔雀經御修法記 北院御室（守覚法親王。後白河天皇の第2皇子）以後」等は、孔雀經修法に関わる記録であるが、延久5年（1073）2月条では、三條殿に於ける孔雀經法執行に際して、「有院（後三条上皇）御夢想（夢の中に於ける神仏の現示）。此經（孔雀經）放光照人。女人者不堪」とあって、修法執行に当たり、一種の女人結界・女人禁制の存在が示唆されるのである。仏教領域より拡散して行ったとされるこの習俗は、日本天台宗の祖である最澄に端を発した思想であるとされる。最澄の発語であるとされる「凡そこの天台宗の院（比叡山延暦寺）には、俗別当兩人を差し、番を結んで検校を加えしめ、兼ねて盜賊・酒・女等を禁ぜしめ、仏法を住持し、国家を守護せん」（「山家学生式」八条式の第八条中の記載）と言った言説よりも、仏教寺院が平安初期以来、山中に活動の場

所を求めて行った理由も理解される。そこには日本文化の1つの特質でもある「拡大解釈」の存在を認めることができる。

そうであれば、孔雀經を使用した形での祈雨修法の際には、一時的にせよ、その場に於いて、女人禁制が敷かれていたことも想定されるのである。その理由が、仏教に固有の問題であったのか、女性と水（龍体）とが相容れないものであると認識をされていたからであったのか等に関しては、課題として残る処である。ただ、孔雀經を使用した御祈の修法では、「御産御祈」に関わる事例が散見することより、血に纏わる「穢れ観」、又、それを基盤とした賤視観を中核としたそうした推論も成り立つ可能性はある。

以上、これらの記録に見られる祈雨・請雨・求雨、止雨祈願といった「天變消除御祈」とは、つまりは王権に依って主催された主体的行為ではなく、宣旨や綸旨を発給する等して、他者（器量のある僧侶等）に実行させた他力本願ではあるが、「水災害」（「止風雨法記」稿末に見える「災風瀑雨雷霆霹靂數々」）の非常事態を神・仏の力（「發大慈聲」）で以って何とかして対処をしようとしたものであった。換言するならば、地上側（政権側）に依る物理的対処法を見出すことができなかつた為に、その対処（最終責任）を神・仏へ丸投げしていたとも捉えることができる。こうした傾向は、祇園会に於ける王権と疾病対処との関係性の中でより顕在化するのである。即ち、疫病流行への対処を八坂神社（祇園社）という「機関」に委譲したことの中に見られる。天祿元年（970）6月には、初めて八坂神社（祇園社）に於いて御霊会（祇園会）が執行されて以降、これが定例化されて行くことを以って、疫神は王権に依る主体的な制御から解放された、或る意味での、可視的な制度として確立、成立したと見られるのである。(20)

これは、前代の平城京時代の様に、天子に依る徳の修正作業を経て災異を能動的に制御しようとしていた積極的な姿勢からは一変した平安京時代に於ける、王権の内向き志向の一環であったものと評価をすることができる。ただ、その明確な理由は判然とはしない。それは、日本に国力がついたからという自信観に基づいた感覚ではなく、中国王権の動向（唐の衰亡）が一因としてあったことが類推される。外部の世界から受ける緊張、刺

激が低減した結果、海外より進んだものを導入して向上、更新、競争をしようという意欲が薄れて行ったと言うことができるのかもしれない。その現象を称して**国風文化**の成立であると表現したりもするが、それは日本国内に於ける内部循環の始まりでもあったのである。

## 5：降雪と寒さ

平安海進期に在っては、冬季に於ける厳寒状態も特筆される。つまり、夏が暑熱だからと言って、冬もそれに連動して気温が高かった訳でも、小雪でもなかったのである。つまり、**両極端な気象現象の出現**が12世紀日本の気候の特徴でもあった。現在でも、京都市が豪雪地帯であるという確証は無いが、<sup>(21)</sup>定家の生きた時代にも冬季に於ける気温の低下はあり、「**甚寒**」[「**山槐記**」**応保元年**(1161)12月1日条]、「**大寒**」(同15日条)の様に、耐え難い寒さもあった。当時に於ける住宅建築が夏季を中心として考えられていたならば、大した暖房装置も無い中では猶更のことであろう。又、降雪もあった。ただ、その量は概して「**雨雪霏々**」「**雪積三寸許**」「**雨雪飛灑**」「**雪紛々、積地五寸許**」「**雨雪(交)降**」「**雪霏々**」「**雪飛**」「**雪頻降**」「**微雪時々降**」[「**山槐記**」**仁安2年**(1167)2月11日条]と言った具合であり、現在と大差無い様に思われる。しかし、厳冬期にも雪ではなく降雨があったとしていることから、湿度は低いものの、地上の気温が3度を下回ることはあまり多くは無かったことも考えられる。特に、日中はそうであろう。それでも「**餘寒過嚴寒**」「**寒冱(かんど。寒さが厳しく、水も凍ること)過冬**」、とする如く、寒の戻りもあった。

但し、「**大雪**」「**雪甚**」とする記述も各所に見られる。それが大雪か否かの基準積雪量とは、当所に於いては「**山槐記**」**治承2年**(1178)正月22日条に「**今夜宿雪(しゆくせつ。残雪)及五寸、近年未見如此大雪**」と記されていた如く5寸(≒15センチメートル)であったことが知られる。同記同22日条の冒頭部分では「**自己剋許(10:00前後)雪降、即及三四寸**」としていて、この段階では未だ大雪であるという認識を示してはいないからである。暑熱の時期に在っても、冬季にはしっかりと積雪のあったことが窺われる。尚、

最大積雪は「**永昌記**」<sup>(22)</sup>の**嘉承元年**(1106)12月3日条に見える**6寸**であろうか。翌日条ではこの積雪を「**深雪**」であると表現をする。余程珍しかったものか、**堀河天皇**も紫宸殿より「**雪御覧**」を行ない、又、朝餉(あさがれい)壺、並びに、藤壺の前庭で雲客(殿上人)や滝口所の武士、記主の藤原(甘露寺)為隆、宮御方等も加わって、**雪山を競作**したとしている。

気温の方は、「**風雪甚寒**」「**雪飛風寒**」「**雪飛甚寒**」と言った表現法が見られることから、氷点下の気温のまま日中も推移する日(真冬日)もあったことが推測されるものの、旧暦2月初旬では、殆んどが雨の記述となっていることから、「**有寒風氣**」[「**山槐記**」**治承4年**4月12日条]といった寒の戻りはあったものの、春の訪れは早かったのであろう。因みに、『理科年表 令和2年 第93冊』所収の「**日最高気温・日最低気温の階級別年間日数の平年値(2)**(1981年から2010年までの平均値)」、に依れば、この期間の京都市に於ける真冬日は0.0であった。同「**気温の最高および最低記録(2)**(統計開始から2018年まで)」では、1880年以降に於いて、1891年1月16日に観測された-11.9度が最低気温である。以上のことより、冬期間をも含めて総体的に温暖化している現在と、平安海進期に於ける気温上昇とは質的に異なる現象であったことが窺えるのかもしれない。

## 6：降雪

雹(ひょう)が降ってくる自然現象は、古代の日本をも含んだ東アジア文化圏に於いては、悉く**凶兆**であるものと見做されていた。それは5~7月という暖かい時期に天より降って来る大きな氷[直径5ミリメートル以上の氷の粒を雹とし、それ以下が霰(あられ)と定義される]であるという季節的違和感、及び、実際に発生していたであろう人身被害、構造物への被害、農業被害等に依るものであったものと見られる。

**正治元年**(1199)5月8日条では、一日の天候の推移を「**晴、已後雷鳴暴風、大雨雹雨、午後晴**」の様に記し、目まぐるしく変化する天気の様子を時系列的に記録する。発達した低気圧が通過したものか、或いは、積乱雲の急速な成長に依

る気象の急変であったものと見られるが、そこでは降雹を伴っていた。雹は積乱雲の中で生成されることから、後者の可能性がより高いのかもしれない。「明月記」中では、降雹現象自体の記録は決して多くは無いが、それに何かの良くはない意義を感じ取っていた可能性を排除することができないのである。

百済国に於いて、王自身に依り執行された祈雨行為の初見記事である、「三國史記」―「百濟本紀」仇首王14年(227)条には、「春三月。雨雹。夏四月。大旱。王祈東明廟、乃雨」とあり、「雨雹」、取り分け、雹の降下は、それが大旱を誘発する自然現象、つまり、凶兆として見做され、実際の旱害発生を受けて、仇首王自身が東明廟に於いて祈雨祭祀を執行した結果、降雨が齎されたとする論調が存在した。これは、王権の正当性、神威性を東明王との関係性、更には、東明王廟に於ける祭祀執行者であるという既成事実を根拠として強調する編纂意図であろう。同様に、「新羅本紀」や「高句麗本紀」に於いても、雨雹の降下とは凶兆として見做されていたことが想定されたのである。<sup>(2.3)</sup>

## 7：治承4年(1180)4月29日の異変

治承4年(1180)4月29日の「明月記」には、「未時許(14:00頃)雹降、雷鳴(先)兩三聲之後(×兩聲之後)、霹靂(へきれき。雷鳴、落雷)猛烈、北方煙立揚、人稱燒亡、是颺(ひょう、つむじかぜ)也、京中騒動云々、雹降事、抜木揚沙石、人家門戸并車(牛車)等皆吹上云々、古老云、未聞如此事、云々、大風事、前齋宮四條殿(亮子内親王)殊以爲其寢(もつとも)、北壺梅樹露根仆(たおれる)、件樹懸簷(のき。庇)破壊、權右中弁(藤原光雅)二条京極家又如此云々」とする気象に関わる記事がある。先ず、降雹があつた後に発雷があり、6回の雷鳴の後に藤原定家の京極邸(平安京内左京二条四坊十三町に在ったと伝えられる。現京都府京都市中京区要法寺前町の寺町通西側)から見た北方で煙が立ち上ったとしているので、恐らくは落雷に依る火災が発生したものであろうか。この現象を定家は「颺」に依るものであると評価をしている。颺とは、巻き上げる様な激しい空気の流れを指し示すが、竜巻に当たる自然現象であったものと考えられる。

時期が旧暦の4月下旬であったことより、梅雨前線の停滞、発達しながら低気圧が通過した可能性、更には、上空に寒気が流入する、地上付近に暖気が流入する、強力な日射に依って地表面が加熱される等することで、所謂「大気の状態が不安定」になると、発達した積乱雲が出現し、強い雨・発雷・降雹・竜巻といった気象現象が発生し易くなっていた可能性も考慮される。当該現象の発生時刻が未時許(14:00頃)であったことから、この気象現象が熱対流(自由対流)に起因し、強力な日射が原因で発生していた積乱雲(Cb)に依るものであったことを推測させるのである。当時は夏季の暑熱が著しかったことが日記、古記録類よりも確認されることから、既に旧暦4月下旬には、こうした顕著な気象現象が出現し、ただでさえ不安定になっていたであろう人々の不安心理を更に煽(あお)っていたことが推定される。

実は、この時の現象は鴨長明に依る随筆である「方丈記」等に於いても詳しく記述されていた。<sup>(2.4)</sup> それに依るならば、実際の被害はもっと深刻であつたらしい。「方丈記」に依れば、「中御門(一条大路と二条大路の間に東西方向で通じる中御門大路)・京極(平安京の最東端を南北に結ぶ東京極大路)のほど(当該両大路の交差点付近)より、大きなる辻風起りて、六条(東西方向で通じる六条大路)わたり(辺り)まで吹ける事侍りき」<sup>(2.5)</sup>と記される。現在の京都市市街地内の鴨川西岸地域で、地下鉄烏丸線の東部地域の南北方向に延びる一帯(京都御所の東側地域と、その南部に下る地域)が主たる被災地であったものと考えられる。

辻風とは、旋風の語義であるが、ここでは単なる旋風、低気圧通過に伴う強風、台風に依る暴風等ではなく、竜巻やダウンバーストの様に、極、短時間の内に、局所的で大きな被害を齎す強風、上昇気流を伴う強風であったものと推測される。取り分け、この辻風では、被災地が带状に展開していたと推測されることより、竜巻に依る被害であったものと推定される。そのことは、「方丈記」に於いて、「三四町〔約327~436メートル。1町(ちょう)は約109メートル〕を吹き巻くる(強風が吹き、物を上空へ巻き上げる)間に籠れる(存在していた)家ども、大きなるも、小さきも、一つとして破れざるはなし(全て破壊された)」、「家の内の資財、数を尽くして空にあり(1

つ残らず空中に巻き上げられた)、「塵(ちり)を煙(けぶり)の如く吹き立てたれば(吹いて高く上げるので)、すべて、目も見えず(全く見ることができない)」、「おびたたく(勢力が激しく恐怖を感じる程である)鳴りどよむ(高く激しく音をたてる)」等と記述されていることから窺うことができるのである。

現在、国際標準で竜巻の規模を表す指標として使用されている「藤田(F)スケール」(1971年にシカゴ大学の藤田哲也氏が考案)に当てはめた場合、この時に発生していた竜巻の規模は、当時の木造家屋の強度を勘案しても、「F1(約10秒間の平均で33~49m/s)~「F2(約7秒間の平均で50~69m/s)」レベルであったものと推測される。「日本版改良藤田(JEF)スケール」〔気象庁が平成27年(2015)12月に策定〕では、「JEF0(3秒の平均で25~38m/s)~「JEF1(同39~52m/s)」程度であろう。何れにしても、竜巻としては小規模~中規模なものであったものと考えられる。

竜巻発生の前には降雹や発雷があったらしいが、東アジア世界に於ける降雹の意義を考慮するならば、当該記事の不吉さは言い様も無いものであったであろう。この場合でも、降雹は正に不吉な出来事の前触れとしての位置付けなのである。暑熱期に氷玉が天より降って来ることの違和感をして、この年の9月条(15日以前)では、「世上亂逆、追討、雖滿耳、不注之、紅旗征戎非吾事、陳勝、吳廣起於大澤、稱公子扶蘇、項燕而已、稱取勝親王之命、徇(徇。となえる)郡縣云々、或任國司之由、説説不可憑(たのみ。根拠とする)、少將維盛爲追討使下向關東、右近少將維盛朝臣爲追討使(可)下向東國之由有其聞」とした、著名な記述をさせていた可能性がある。これは藤原定家に依る、世上に対する遣る瀟無気持を表現した部分ではあるが、世は源平争乱の只中になり、平安京も騒然とした状況となっていたことより、先の様な急速で苛烈な気象の異変が天帝に依る意思の発現(凶兆)として受け止められていた可能性が考慮されるのである。天(天帝)と地上の動向とはリンクをしているとした認識形成には、気象現象が天文運行の一部分であるという思想がその根底に存在していたからであろう。

又、霹靂の語は発雷と同義であり、古訓では「か

みとけ」、「かみとき」、「かんとけ」、「かんとき」等と読んだ。「續日本紀 卷十 聖武天皇」天平2年(730)閏六月庚子(17日)条には、「縁(より)テ去月霹靂ニ。勅新田部ノ親王ニ。率(卒)テ神祇官ヲトハシム之ヲ」<sup>(26)</sup>とあり、その意義を探る対象の自然現象であったことが知られる。これは中国や韓半島・朝鮮半島に於ける対発雷観の反映でもあろうが、「拔木」とした表現法も「三國史記」に多く見られる記述であり、それは必ずしも自然現象とばかりは判断をすることができず、政治・軍事的事象との関わり合いの中で記録されることがあった。「大風折木」、「大風拔木」、「暴風折木」、「暴風拔木」表現法は、大抵の事例に於いては凶兆として位置付けられることが多いのである。そこに生えている「木」とは、単なる樹木ではなく、王権や王自身を表現したものであろう。又、「折」の動詞には、折る、折れる、くじけるという訓読法があり、減勢される、死ぬ、等の語義、用法がある。「拔」の動詞にも、抜く、抜かず、抜ける、といった訓読法があるが、攻略する、攻め取る、とした意味、用法もあり、半島に於いては何れも王権に対する消極的、否定的な場面設定の中で使用されていたものと推測されるのである。<sup>(27)</sup>

## 8：赤氣(せつき)

「明月記」元久元年(1204)12月29日条には、「赤氣」出現に関する記事が記録される。この日の天候は「天晴雪飛」、日本海側より流れて来た雪雲に依って時々小雪がちらつくと言った晴れの天気であった。そこに記録された「東方有赤氣、亥時(22:00前後)許地震、雖不及元曆〔元暦2年・文治元年(1185)7月9日の午時(正午前後)に発生していたマグニチュード≒7.4の規模の地震<sup>(28)</sup>〕猶大震也、如此事每度不吉歟、可怖」とした記載からは、何やら不吉な雰囲気感が漂って来る。実は、赤氣なる現象が何であるのかははっきりとはしていない。天文現象、気象現象、地盤に関わる現象、その他の現象が考慮されるものの、確定している訳では無い。或いは、これらに関わる現象を、総称して赤氣と呼んでいた可能性も考慮される。

『日本国語大辞典』(第二版、株式会社 小学館)

の「せつき【赤気】」の項に依れば、「夜、もしくは夕方、空に現れる赤色の雲気。彗星のこととも」としているの、彗星の可能性も示唆されてはいるものの、この説明自体は低緯度オーロラの説明である可能性も高い。「赤気」は日本をも含んだ東アジア世界共通の認識として、その赤色の色彩感覚より明らかに凶兆であると見做されていた現象であった。関白九条兼実の日記である「玉葉（ぎょくよう）」の嘉応2年（1170）12月27日条に、「赤氣事、有諸道勘文、人々申云、施徳政、可被禳其災（災）者、上卿左府云々」<sup>(29)</sup>と記された如く、赤気とは神祇官や、大学寮、陰陽寮に所属をした諸道の博士等に命じて、その意味合いや吉凶等に就いて、故事先例をも調査しながら勘申させる必要性の有った、国家的重大事に至る可能性を孕（はら）んだ、払うべき災異であったのである。<sup>(30)</sup>

延喜17年（917）頃のものとしてされる「聖徳太子傳曆 下」推古天皇28年（620）12月条には、「天有赤氣。長一丈餘。形如鷄尾。太子大臣共異之。百濟法師奏曰。是爲蚩尤旗（しゅうき。古代中国に於いては世が乱れ、天子が四方を征伐する前兆現象であるとされた）。兵之象也。恐太子遷化（せんげ。死去）之後。七年有兵。滅太子家歟。太子願之。即命大臣。令録國記并氏々等本記」<sup>(31)</sup>として、「赤氣」の出現やその意味を「國記并氏々等本記」へ記録させている。聖徳太子は、ここで百濟法師よりの奏上に依り、赤気が兵革の予兆であることを知ったとしているのである。百濟国よりやって来た渡来僧である百濟法師は、この様な気象現象が凶兆、兵革の予兆であるとした、韓半島・朝鮮半島に於ける一般的な認識を伝えたものと見られる。

又、13世紀初頭に成立した「平家物語 卷第三」一「赦文（ゆるしづみ）」にも、「同〔治承2年（1178）〕正月七日、彗星東方に出づ。蚩尤気とも申。又赤氣共申。十八日光をます」<sup>(32)</sup>とあり、彗星、蚩尤旗、赤気出現の記事がある。ここでは、「光をま（増）す」と記されることよりも、現象自体としては彗星出現の可能性が高いものと考えられるが、当時に於いては、この3者を混同していたか、或いは、はっきりとした区別を付けては運用していなかったことも想定される。<sup>(33)</sup>先の「明月記」の記事では、赤気が都から見た場合の東方

（東国）で発生した後に地震が起こっている。藤原定家はそのことを不吉であり、畏怖するべきであるとしていた。無論、そこでは鎌倉（幕府）方面から齎される災異を念頭に置いてはいるであろうが、結果的には承久3年（1221）に発生する承久の乱に至る後鳥羽上皇と執権北条氏との対立の経緯を示唆していたとも解釈することができるのかもしれない。天神地祇の語がある様に、天空で発生すること（気象現象や天文現象）と、地盤に関わる出来事（地震等）には連動性があるという見方が当時の人々に依る一般的な対災異認識であった。現在でも気象現象（気圧等の変化）や宇宙線と、地震発生との間には関連性があるのではないかとする指摘も存在するが、未だ、実証はされていない。12世紀当時の人々が持っていた「一般的な対災異認識」とは、経験則の積み重ねに依る常識であろうから、直ちにそれが非科学的であるとか、低レベルであるということにはならない。

「赤気」という表現法からは、この現象が当時としては気象の変異として受け止められていたことが想定される。「気」とは絶えず変化し、流動する自然現象、そして、その自然現象を発生させる根本を指す。それらは風雨・風雪や寒暖等、天地間に出現する自然現象（気象現象）であり、天地に漲（みなぎ）っている精気、空気や大気であり、雲・霧・煙等の如く、上昇する気体を指し示し、転じて、生命、精神、感情、気持、気分をも意味する様になった。この空間が血をイメージさせる赤色に発色することは、将来的な凶事（取り分け兵革）出来の予兆として受け止められていた。それ自体が異常気象であったということであろうか。

## 9：気象現象と心神

「明月記」では、「天晴、未後（15：00頃）大雨雷鳴、即晴、心神猶不宜、今日服藥」〔正治2年（1200）7月15日条〕の様に、天候と心神（しんしん。精神、気分、気持ち、魂等と説明される）との間に関連性があるかの如き記述を行なうことがある。真夏のこの日も、今迄晴れていたかと思えば、午後からは大雨、雷鳴があった後に直ぐ晴れた、とあることから、積乱雲（Cb）の急速な発達があったものと推測されるが、天候

が回復した後に於いても藤原定家の心神は、尚、回復することがなく、服薬をしていたのである。この時、積乱雲の急速な発達に伴ない、対流活動に依って気圧の変化が生じていたことも想定され、それが起因して、温度、湿度、気圧の変化に従って出現する気象病を発症していた可能性も考慮される。その症状としては、頭痛やめまい、頸部の痛み、吐き気、眠気、全身倦怠感、耳鳴り、気管支喘息、低血圧、関節痛、神経痛、アレルギー、古傷等の痛み、鬱（うつ）、不安症等が知られる。これは自律神経（交感神経・副交感神経）の異常に依る体調不良であり、取り分け、低気圧時に出現することが多いとされる。

人は心の生き物であると言われるが、曇天、雨天よりも、晴天の方が好まれるのは、可視的な光景や、外出時の煩わしさといった要因もあるであろうが、気圧変化（低下）に対する無意識での警戒感もあるのかもしれない。この日の定家の心神、つまり、自律神経は目まぐるしく変化をする天候（気圧変化）に対応することができていなかったものと考えられる。つまり、彼の心神は天候に支配されていたということも言い得るのであるが、本人にはその自覚が無かった可能性が高い。心神とは、自分の意思では支配することのできない自身の精神状態であったが、少なく共、この場合それが天候に大きく支配されていたといえることができる。

元暦2年・文治元年（1185）7月9日の午剋（正午前後）、近江国・山城国・大和国を中心とした地域を被災地とする被害地震が発生した。『理科年表 令和2年 第93冊』所収の「日本付近のおもな被害地震年代表」、に依ると、それは東経135.8度、北緯35.0度（京都府京都市山科区の天智天皇山科陵・御廟野古墳の北西側）を震央としたマグニチュード7.4の地震であった。取り分け、平安京、白河辺での被害が著しかったとされる。これは気象現象ではなく、大規模地震を受けての所見ではあるが、「山槐記」の同日条に記されていた「心神違亂、肖（にる）乗船之様、天下破滅已在此時歟、近年兵革、上下無安、今又有此譴（せめ、とが。罪）、濁世（じよくせ。濁り穢れた人の世、末世）悪業（前世に於いて犯した悪事）、衆生若患、無休之時、可悲々々」とした対自然認識とは、気象現象、地学現象を問

わず、共通した自然への底知れぬ畏怖観として存在していたのであろう。その背景には「濁世」、即ち末法観、前世観の反映、人為の結果であるとした見方が色濃く表出していたのである。

この時もそれ以前の同3月24日には壇ノ浦の戦いに於いて平氏が壊滅すると言った大きな政治的・軍事的な出来事が出来しており、その怨嗟との関連性、変異観を人々が当該地震に見ていた可能性もある。それ故、この時は新年号文治への災異改元も行なわれ、「天文録（天文要録）」（唐代中国の天文学書）を拠り所とした「佞（よこしま）者（平氏一門を指す）執政、君子在野、小人在位、朝廷多賊、國受其咎」と言った政治的状況、「天地瑞祥志」（唐代の薩守真に依る天文学書）の「其年荒儉（こうけん。凶作）、乳者枯乾」、「内論」の「地動者、龍所動也、無雨江河枯渴、年不宜麥（麦）」（以上は陰陽師安倍晴光に依る同7月10日付の地震勘文で示された内容）といった気候的、農業経営的な悪状況を一掃しようとしたのであった。ここで何故、中国由来書籍を使用した形での状況分析を行なったのかは判然としないものの、これも自然災害に対応した日本王権の合理的で現実的な措置であったものと考えられるのである。「文治」と言う年号に込められた王朝回帰・文官優位と平安への期待感、及び、その実効性に対する疑念とは、「山槐記」文治元年8月14日条に「文治強無巨難（こなん。非難の的）」、同17日条に「地動三度、有勢、不拘文治、只待德政（特段の善政）、今如何」と記された如く、今の我々には想像もつかない程、大きな存在であったに違いない。

## おわりに：

以上、本稿では西暦1100年代をほぼカバーすることのできる日記・古記録類に記されていた、気象現象に関わる記事を中心として検証しながら、当時の日本在住者に依る対気象観を考察した。平安海進期（ロットネスト海進期）が漸く終わりを迎えようとしていた「暑熱の時期」であるとした視点、課題意識、所与の条件より、12世紀日本に於ける気候変動や対気象観のテーマに対して、人文的観点—文化論的観点より追究を行なった。

「明月記」の記主である藤原定家の生きた時代、既に、天気「西」の方角より移り変わって行く

ことが知られていた。そこには、古代社会に於ける**方角性の重要性**に鑑み、何らかの予兆（吉凶）を感じ取っていた可能性もある。しかし、12世紀の日本では、私貿易に依って齎される奢侈品に対する需要を除き、既に中国大陸や韓半島・朝鮮半島に対する興味や関心は薄らぎ、人々の内向き志向が極まっていた時期でもあったものと考えられる。こうした方角性表記には、前代（平城京時代）迄の様な重大な意義を見出していたとも言い難い面もある。ただ、12世紀に近い時期に在っても尚、**気象現象**に関しても、「西」の**方角性が大きく関わっている**とした一般的認識の存在していたことは類推される。そこには中国大陸や韓半島・朝鮮半島の存在が在った。

しかしながら、気候変動はそうした日本人の認識とは別の次元に於いて、全地球規模では小規模ながらも東アジア域内では、政治的、軍事的理由以外での人口移動を引き起こしていた可能性が推定される。即ち、「**水循環の異常**」を根源とした「**水不足**」に起因した形での**環境難民**の発生である。政治的な情勢とは別に、既に**8世紀～9世紀**にかけての時期には、そうした理由に依り、**新羅国**より日本や中国へ渡来する人々も多くいたことが判明している。日本国内でも、平安時代には水不足に対処する目的での**祈雨修法**が度々行なわれていたのである。

古代当時の人々に依る**気象・気候変動**に対する認識は、**天文の異変**に対する興味・関心と比較するならば、比較にならない程にインパクトは小さかったものと見られる。実態としては前者の方が日々の生活に与える影響は格段に大きかった筈なのであるが、それは彼らにとっては飽く迄も**局地的な変化**にしか過ぎなかった。事例に依っては、人の手での対処が可能な場合もあったであろう。それに対して、天文の異変が与えた（示唆した）地上に対する影響とは、国家的規模に迄、拡大解釈されたのである。人の手に依る対処などできる筈もなく、人はその啓示に従うことしか方法は無かった。地表で近い場所で起きる**気象現象・気候変動**とは、飽く迄も**天文の運行や異変の一環、一部分である**という認識であったに違いないのである。

## 註：

- (1) 本稿作成に際して参照した「**明月記**」は、史料纂集⑩『明月記 第一』（株式会社 統群書類従完成会）1990年10月、『明月記 第一～第三』（株式会社 国書刊行会）、財団法人冷泉家時雨亭文庫編『明月記 一～五』冷泉家時雨亭叢書 第56巻～第60巻（朝日新聞社）、である。
- (2) 国土交通省Press Release「糸魚川市大規模火災に関する調査結果を公表しました」国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所、平成29年7月18日、参照。
- (3) 『山槐記』増補 史料大成（株式会社 臨川書店）1975年11月、に依る。
- (4) 国土地理院地図（電子国土web）の表示値に依る。
- (5) 国土交通省気象庁の定義に依れば、**線状降水帯**とは次々と発生する発達した雨雲（**積乱雲**）が列をなした、組織化した積乱雲群に依って、数時間に渡りほぼ同じ場所を通過、又は停滞することで作り出される、線状に伸びる長さ50～300キロメートル程度、幅20～50キロメートル程度の強い降水を伴う雨域であるとする。
- (6) 近藤純正氏「平衡蒸発量と地表面蒸発」『水文・水資源学会誌』（水文・水資源学会）第2巻2号所収、25～32頁、1989年11月）、参照。
- (7) 豊田裕章氏「水無瀬離宮（水無瀬殿）の空間構成と機能について」『研究紀要（宗教・文化研究所）』（京都女子大学宗教・文化研究所）第32号所収、19～32頁、2019年3月）、参照。
- (8) 田上善夫氏「気候災害・防災祈願と古代・中世の気候変動」『歴史地理学』（歴史地理学会）第55巻第5号（第267号）所収、23～38頁、2013年12月）、に依れば、**孔雀経法**は**孔雀**が悪草や悪虫、毒蛇等を食することに基づくとする。**請雨経法**の修法に対して、孔雀経法は**読経法会**のみで、験者の霊力から経の神通力による様になると指摘を行なう。
- (9) **興福寺の恵信**に関しては、坂井孝一氏「伊豆僧正恵信 一或る門閥僧侶の悲劇一」『創価大学人文論集』（創価大学人文学会）第5号所収、45～83頁、1993年3月）、参照。同氏に依れば、**恵信**自身の能力に関しては必ずしも高い評価を与えているものではないが、この**応保元年**（1161）と言う年は、父親であった**関白藤原忠通**よりの支援の下、再度、輝かしい昇進の時期を迎えていたとする。
- (10) 小林健彦『韓半島と越国（こしのくに）～なぜ渡来人は命がけて日本へやって来たのか～』（2015年6月初版発行、販売：データ版は株式会社ブックフロント ブックパレット、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん）—「4. 新羅国の文武王と倭国 ～文武王の海中王陵に見る対日観～」、参照。
- (11) 岡田干毅氏「日本古代の祈雨・祈止雨儀礼について 一祈（止）雨特定社をめぐって一」『人文論究』（関西学院大学文学部・文学研究科）第43巻2号所収、56～69頁、1993年9月）—「附表2 祈（止）雨の儀礼別事例数〔六国史〕他による」、に依れば、**祈雨**の事例が圧倒的に多くなっている。神祇の手法に於いて

祈止雨目的のものが見られる様になるのは光仁天皇(在位770～781年)以降、仏教式に於いては淳和天皇(在位823～833年)以降である。同氏に依るデータを基にするならば、桓武天皇(在位781～806年)以降の時期を見ても、気候は少雨・高温傾向であったことが想定される。

このことは、前掲した田上善夫氏の論稿にも端的に表われている。「表1 祈雨の様式の変化」(六国史を根拠とする)、「表2 祈雨の様式の変化」(「祈雨日記」を根拠とする)に依れば、止雨祈願が見られるのは791年以降であり、791年～887年の期間に於いては止雨祈願が55件なのに対して、祈雨が124件であり、811年～1130年の期間では止雨が2件で祈雨が37件となっている。12世紀により近い時期に於いて、止雨祈願は0件であった。これらのことから、11世紀～12世紀初頭の時期には止雨祈願を行なう必要性が無い、つまり日本の気候が少雨・高温傾向であったことが裏打ちされるのである。

- (12) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ V ～浪分けの論理、水災害としての津波～』〔2016年3月初版発行、販売：データ版は株式会社ブックフロント ブックパレット、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん〕—「3-1-3:天之真名井と「8」人の天女伝承」、参照。
- (13) 国土交通省気象庁「高松 年ごとの値 主な要素」に依れば、1941年以降に於いて、年間降水量で一番少なかったのは1978年に観測された737.5mm、一番多かったのが1993年の1,618.5mmであった。
- (14) 『日本大百科全書 9』(小学館)1994年1月—「彩雲」の項、参照。
- (15) 岩波新書(新赤版)831(株式会社 岩波書店)2003年3月。
- (16) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ II ～室町時代より江戸時代の地震災害と対処の生活文化～』〔2015年7月初版発行、販売：データ版は株式会社ブックフロント ブックパレット、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん〕—「3-2-5:黒田日出男氏の『龍の棲む日本』に見る龍体と鯀の検討」、参照。
- (17) 『日本大百科全書 6』(小学館)1994年1月—「気」の項、参照。
- (18) 『日本大百科全書 7』(小学館)1994年1月—「空海」の項、参照。
- (19) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ VII 韓半島における災害情報の言語文化 ～三国遺事にみる災害対処の文化論～』(2020年3月初版発行、販売：データ版は株式会社ブックフロント ブックパレット、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん) —「2:気象災害」、参照。
- (20) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ I ～古代日本語に記録された自然災害と疾病～』〔2015年7月初版発行、販売：データ版は株式会社ブックフロント ブックパレット、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん〕—「4-9:えやみの神」、参照。
- (21) 『理科年表 令和2年 第93冊』(丸善出版株式会社、2019年11月)所収の「積雪の最深記録(統計開始から2018年春まで)」、に依ると、京都市で観測された最深積雪は、1886年以降に於いては1954年1月26日に観測をされた41センチメートルであった。「明月記」等の中で記録されていた大雪の上限は、この数値の半分以下であったものと推測される。
- (22) 増補史料大成『水左記 永昌記』(株式会社 臨川書店)1975年9月、に依る。
- (23) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ VI 韓半島における災害情報の言語文化 ～倭国に於ける災害対処の文化論との対比～』(2019年2月初版発行、販売：データ版は株式会社ブックフロント ブックパレット、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん)、参照。
- (24) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ I ～古代日本語に記録された自然災害と疾病～』—「5-3:治承4年の辻風」、参照。
- (25) 安良岡康作氏全訳注『方丈記』(株式会社 講談社)2013年4月、に依る。
- (26) 国史大系本『續日本紀 前篇』(株式会社 吉川弘文館)1994年8月、に依る。
- (27) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ VI 韓半島における災害情報の言語文化 ～倭国に於ける災害対処の文化論との対比～』、参照。
- (28) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ I ～古代日本語に記録された自然災害と疾病～』—「5-5:元暦の大地震と更新思想」、参照。
- (29) 『玉葉 第一』(國書刊行會代表者今泉定介)1906年2月、に依る。
- (30) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ IV ～北陸、新潟地域の古代と中世～』〔2015年10月初版発行、販売：データ版は株式会社ブックフロント ブックパレット、製本版はシーズネット株式会社 製本直送.comの本屋さん〕—「2-8:紫雲」、参照。
- (31) 『続群書類従 第八輯上 伝部』(続群書類従完成会)1995年2月、に依る。
- (32) 『平家物語 上』新 日本古典文学大系44(株式会社 岩波書店)1991年6月、に依る。
- (33) 小林健彦『災害対処の文化論シリーズ VI 韓半島における災害情報の言語文化 ～倭国に於ける災害対処の文化論との対比～』—「3-3:飢饉、蝗害、疾病、賑給、動物、治水、天文、その他の災害」、参照。

参考文献表：

- ④当該表は著者名（辞典、事典、史料等の場合は発行所）の50音順に依り配列してある。尚、複数の巻がある辞典・事典・史料等の場合には、その発行年月を省略したものもある。
- 財団法人冷泉家時雨亭文庫編『明月記 一～五』冷泉家時雨亭叢書 第56巻～第60巻、朝日新聞社
  - 岡田干毅氏「日本古代の祈雨・祈止雨儀礼について―祈（止）雨特定社をめぐって―」（『人文論究』第43巻2号所収、1993年9月）
  - 『平家物語 上』新 日本古典文学大系44、株式会社 岩波書店、1991年6月
  - 『方丈記 徒然草』新 日本古典文学大系39、株式会社 岩波書店、1989年1月
  - 『角川 古語大辞典』株式会社 角川書店
  - 安良岡康作氏全訳注『方丈記』株式会社 講談社、2013年4月
  - 『明月記 第一～第三』株式会社 国書刊行会
  - 『古語大辞典』第一版第一刷、株式会社 小学館、1983年12月
  - 『日本国語大辞典』第二版、株式会社 小学館
  - 史料纂集⑩『明月記 第一』株式会社 続群書類従完成会、1990年10月
  - 『国史大辞典』株式会社 吉川弘文館
  - 国史大系本『續日本紀 前篇』株式会社 吉川弘文館、1994年8月
  - 増補 史料大成本『山槐記』株式会社 臨川書店、1975年11月
  - 増補 史料大成本『水左記 永昌記』株式会社 臨川書店、1975年9月
  - 黒田日出男氏『龍の棲む日本』岩波新書(新赤版)831、株式会社 岩波書店、2003年3月
  - 朝鮮史学会編、末松保和氏校訂『三國史記（全）』国書刊行会、1973年2月
  - 『玉葉 第一』国書刊行會代表者今泉定介、1906年2月
  - 国土交通省Press Release「糸魚川市大規模火災に関する調査結果を公表しました」国土技術政策総合研究所・国立研究開発法人建築研究所、平成29年7月18日
  - 近藤純正氏「平衡蒸発量と地表面蒸発」（『水文・水資源学会誌』第2巻2号所収、1989年11月）
  - 坂井孝一氏「伊豆僧正恵信 ―或る門閥僧侶の悲劇―」（『創価大学人文論集』第5号所収、1993年3月）
  - 『日本大百科全書』小学館
  - 『続群書類従 第二十五輯 下 枳家部』続群書類従完成会、1984年12月
  - 『続群書類従 第八輯上 伝部』続群書類従完成会、1995年2月
  - 田上善夫氏「気候災害・防災祈願と古代・中世の気候変動」〔『歴史地理学』第55巻第5号（第267号）所収、2013年12月〕
  - 豊田裕章氏「水無瀬離宮（水無瀬殿）の空間構成と機能について」〔『研究紀要（宗教・文化研究所）』第32号所収、2019年3月〕
  - 『世界大百科事典』初版、平凡社

- 『理科年表 令和2年 第93冊』丸善出版株式会社、2019年11月

附記：

本稿は、第65回 全国歴史学大会 大韓民國 生態環境史學會 分科発表〔2022年10月29日、於：新潟産業大学（新潟県柏崎市）談話会議室よりZoomに依り参加。会場校は延世大学（ソウル特別市西大門区新村）〕に於ける、招待発表の内容を基本として、更に、大幅な加筆、修正を加えたものである。発表の後半部分に当たる。当該学会、並びに当日の参会者の皆様方には、伏して御礼を申し上げる次第であります。

注記：太陰太陽暦とグレゴリオ暦・太陽暦間の換算は「KEI+SAN」（CASIO）に基づいた。